

[事案 2023-259] 損害賠償請求

・令和6年9月25日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年9月に乗合代理店を通じて契約した医療保険について、令和5年2月に解約となったが、以下の理由により、5か月分の保険料相当額を損害賠償してほしい。

- (1)令和4年9月に本契約から他社契約に乗り換える際、募集人に「これ以上何も手続することはないですね」と念押ししたところ、「これ以上はない」と言われた。
- (2)クレジットカードで保険料を支払っていたので、令和5年2月まで引き落としが継続していることに気づかなかった。
- (3)解約書類は、自分の手元には届いていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が申立人の解約の意向を聴取した際、他社契約について、告知内容によっては加入できない可能性があるため、他社契約の成立を待って本契約の解約手続をするよう伝え、解約書類を自宅に送るように保険会社に手配するので記入して送り返すよう伝えた。
- (2)その後、当社は解約書類を申立人宛に発送した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人が本契約解約の意向を募集人に伝えた際の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。